

各種医療費助成制度について（保険年金課よりお知らせ）

各種医療費助成制度を実施しています。対象となる人で、まだ手続きをされていない場合は、下記までお問い合わせください。

※手続きにあたっては、医療保険に加入していることが必要です。

※各種医療費助成制度の重複受給はできません。※生活保護受給者は除きます。

※お手続きに必要なものについては、保険年金課医療係にお問い合わせください。

※精神障害者医療費助成については、厚生福祉課障害 福祉係（内線535）にお問い合わせください。

問合せ＝保険年金課 医療係（内線327・328）

		対象	助成方法
①子ども医療	0歳～小学校就学前 「乳幼児医療費 受給資格証」	0歳～小学校入学前の乳幼児	申請により「受給資格証」を交付します。 受診時に医療機関などの窓口で健康保険証と受給資格証を提示し、3割（70歳以上の人は2割または3割）の自己負担額を支払ってください。
	小学生・中学生 「子ども医療費 受給資格証」	小学校入学後から中学校卒業（満15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子ども	約2～3ヵ月後に、一部負担金（*1）を差し引いた助成金を登録口座へ振り込みます。 0歳～小学校入学前の乳幼児の人は一部負担金（*1）までの金額を支払ってください。
②心身障害者医療 「心身障害者医療費 受給資格証」		1歳以上で身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2級所持者（後期高齢者医療保険に加入している人は④へ）	※県外の医療機関を受診した場合は助成金の申請が必要です。 ※高額療養費等が健康保険から給付される場合は、別途お手続きが必要な場合があります。 （*1）一部負担金とは 通院：1レセプトにつき月500円 ただし、小中学生の場合は、1レセプトにつき月1,000円 入院：1レセプトにつき月1,000円 （14日未満の入院は月500円） 調剤薬局：一部負担金なし
③ひとり親家庭等医療 「ひとり親家庭等医療費 受給資格証」		18歳未満（18歳到達後3月31日まで）の子どもがいるひとり親家庭の親および子など ※所得による支給制限有	
④重度心身障害老人等医療（資格証なし）		後期高齢者医療保険に加入している人で、②または③に該当する人	受給資格証はありません。 受診時に医療機関などの窓口で健康保険証を提示し、1割（現役並み所得者は3割）の自己負担額を支払ってください。 約3ヵ月後に、高額療養費等健康保険から給付される額及び一部負担金（*1上記）を差し引いた助成金を登録口座へ振り込みます。

大和郡山市障害者相談支援センターが移転します

植槻町にあります大和郡山市障害者相談支援センター（植槻町3番4号）が、**9月28日（月）**にお隣の**市社会福祉会館（植槻町3番8号）2階**へ引越します。

- ・大和郡山市障害者生活支援センター はあと（☎58-5550）
- ・障害者生活支援センター りんく（☎84-5159）
- ・生活支援センター ふらっと（☎54-8112）

従来どおり、市より委託を受けて共同の事務所を開設していきます。

問合せ＝各支援センター又は厚生福祉課（内線535）



子育て支援事業未就園児保育9月より再開しています

トマトひろば（治道認定こども園 ☎56-0760）

あじさいひろば（矢田認定こども園 ☎20-8922）

◆再開するにあたり、一日の参加数を5組としますので、それぞれの園に電話で予約をお願いします。

（こども福祉課）

在宅障害者交通費補助金のお知らせ

障害者の就労支援のため、事業所への通所にかかる交通費（年4回のうち、今回は7～9月分）を補助します。

対象＝下記①～③の全てにあてはまる人

- ①市内に住所を有している人
- ②身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳のいずれかを所有している人
- ③障害者総合支援法に基づく事業所で生産活動を行い工賃を支給されている人

※生活保護受給者で、生活保護法により移送費を受けることができる人は対象になりません。

補助内容＝事業所の通所時に公共交通機関（電車・バスに限る）を利用した場合の交通費の4分の3とし、上限額は1ヵ月あたり1万円となります

申請書配布期間＝9月24日（木）～10月16日（金）

申請書受付期間＝10月5日（月）～16日（金）

申込・問合せ＝社会福祉協議会 福祉課

（☎53-6531・☎55-0986）

※土・日曜を除く8時30分～17時15分。